

第5章 重点的な取組

(子ども・子育て支援法 法定必須記載事項)

1 基本事項

(1) 需要量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法で定める「就学前の教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」は、ニーズ調査と過去の実績等に基づき、事業ごとに「需要量の見込み」「確保方策」を定めます。「就学前の教育・保育」の不足数については、令和2年度末までに確保します。

(2) 提供区域

本市においては、市域そのものがコンパクトであり、現在、認定こども園、幼稚園および保育所（園）等においても通園区域を設けていないことから、事業の実施区域と対象が一致し、全体での需給調整が可能である「市域」を「就学前の教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域とします。なお、確保方策の実施においては、各事業の地域的な需要や施設配置状況等を把握しながら、施設の適正配置に努めます。

(3) 教育・保育給付認定

新制度では、認定こども園、幼稚園および保育所（園）、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）を利用する際に、教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて1号から3号の3つの区分があり、認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の 小学校就学前の子ども		満3歳未満の 小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用可能な施設	幼稚園	保育所（園）・地域型保育事業 ※地域型保育事業は3号認定のみ	
	認定こども園		
利用できる時間	教育標準時間	保育標準時間（1日11時間まで）	
		保育短時間（1日8時間まで） ※保育標準時間と保育短時間は就労時間等の保育の必要性によって決定	

2 就学前の教育・保育の一体的提供(幼保一体化)の推進

(1) 基本的な考え方

- ①就学前児童数の減少や地域需要の動向、多様な保育ニーズ、保護者の就労状況等に対応した、質の高い就学前の教育・保育を提供するため、幼保一体化を推進します。
- ②保護者が子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子どもの成長に喜びを感じることができ環境を整備するため、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業を推進します。
- ③質の高い教育・保育の提供と、地域の子育て支援機能の維持・確保を図るため、認定こども園、幼稚園および保育所（園）の連携や就学前教育と小学校教育との円滑な接続を推進します。

(2) 推進方策

① 認定こども園の普及の促進

事業番号	事業名	担当課
1	幼保一体化の推進	子ども・若者政策課 幼児課 幼児施設課
9	私立施設の認定こども園への移行促進	幼児施設課

② 幼稚園教諭、保育士を対象とした研修等の実施

事業番号	事業名	担当課
13	認定こども園、幼稚園および保育所（園）を対象とした研修	幼児課
14	保育実践交流研修の実施	幼児課
17	幼稚園ステップアップ推進事業	幼児課
19	就学前教育サポート事業	幼児課

③ 質の高い教育・保育と地域子ども子育て支援事業の推進

事業番号	事業名	担当課
15	就学前教育・保育カリキュラム（共通カリキュラム）の推進	幼児課
20	幼児教育推進体制の充実	幼児課

④ 認定こども園、幼稚園および保育所（園）と地域型保育事業の連携

事業番号	事業名	担当課
3	地域型保育事業への連携等の支援	幼児課
11	小規模保育施設の展開	幼児施設課

⑤ 認定こども園、幼稚園および保育所（園）と小学校の連携の推進

事業番号	事業名	担当課
16	就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進	幼児課
18	保育体験・異年齢交流の推進	幼児課

【目標値】

(1) 保育実践交流研修の実施

	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	実績	見込	目標値				
受講者数	66	60	60	→ 継続実施			

(2) 乳幼児教育・保育カリキュラム（共通カリキュラム）の推進

	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	実績	見込	目標値				
推進計画	全所(園)で 実施・検討		全所(園) で実施	→ 継続実施			

(3) 幼保一体化（認定こども園化）の実施

	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	実績	見込	目標値				
認定こども園 開園数	2	2	3	1	1	→ 実施検討	

3 子育てのための施設等利用給付(幼児教育・保育無償化)の円滑な実施

幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法を検討します。

4 就学前の教育・保育

(1) 就学前の教育・保育(保育認定)

児童福祉法に基づき、保護者が就労等により家庭で保育をすることができない乳幼児に対して、就学前の教育・保育を実施します。

【現状】 認定こども園 15 施設（公立 5 施設、私立 10 施設）、認可保育所（園）15 施設（公立 3 施設、私立 12 施設）、小規模保育施設 14 施設、家庭的保育 5 施設、計画対象認可外保育施設 3 施設《平成 31 年 4 月時点》

具体的な取組

◇小規模保育事業の開設や私立保育園新設、その他必要な施設整備等

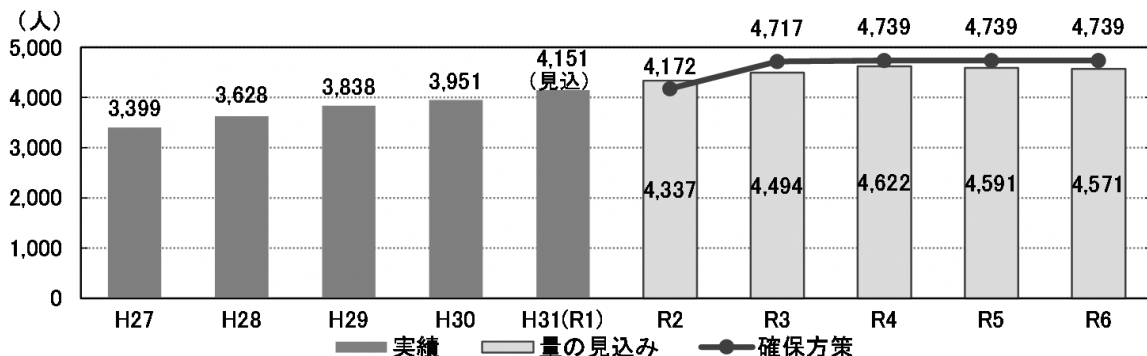
早期の待機児童解消を目指して、小規模保育事業の開設や保育所の新設、その他必要な施設整備等を実施します。

◇施設定員の拡大

需要量の推移を見極めながら、幼保一体化（認定こども園化）と併せ定員増や小規模保育事業の整備、認可外保育施設の認可化移行、幼稚園での預かり保育等、必要な定員増に取り組みます。

数値目標

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31(令和元)年度	
		実績					見込
3号認定(0-2歳)	人	1,434	1,485	1,532	1,672	1,769	
2号認定(3-5歳)	人	1,965	2,143	2,306	2,279	2,382	
計(申込数)	人	3,399	3,628	3,838	3,951	4,151	
区分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
		目標値					
量の 見込み	3号認定(0-2歳)	人	1,858	1,918	1,978	1,986	1,978
	2号認定(3-5歳)	人	2,096	2,198	2,275	2,241	2,230
	2号認定【学校教育の利用希望が強い児童】(3-5歳)	人	383	378	369	364	363
	小計(2号認定(3-5歳))	人	2,479	2,576	2,644	2,605	2,593
	計(0-5歳)	人	4,337	4,494	4,622	4,591	4,571
確保 方策	3号認定(0-2歳)	人	1,755	1,991	1,991	1,991	1,991
	2号認定(3-5歳)	人	2,417	2,726	2,748	2,748	2,748
	計(0-5歳)	人	4,172	4,717	4,739	4,739	4,739



(2) 就学前の教育・保育(教育標準時間認定等)

学校教育法に基づき、就学前の幼児に対して、幼児期の学校教育を実施します。

【現状】認定こども園 15 施設（公立 5 施設、私立 10 施設）、幼稚園 8 施設（公立 5 施設、私立 3 施設）、計画対象認可外保育施設 1 施設《平成 31 年 4 月時点》

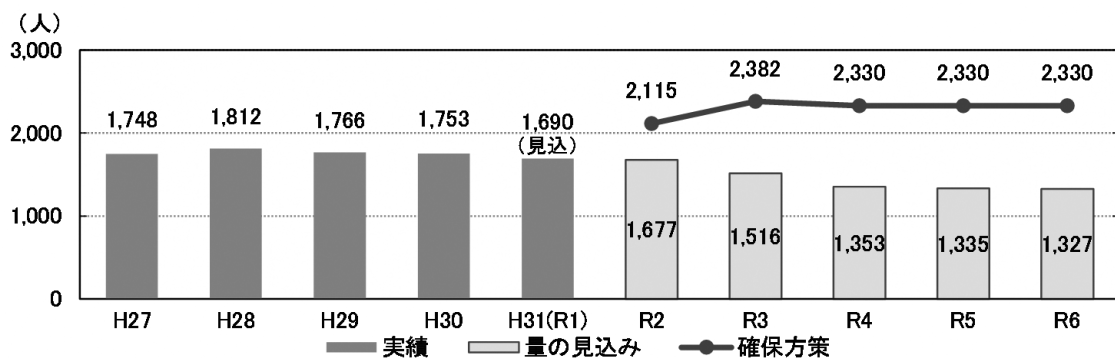
具体的な取組

◇3 歳児への幼児教育の提供体制の確保

教育と保育の需要量の推移を見極めながら、幼保一体化に伴う認定こども園の開園等により、3 歳児への幼児教育の提供体制の確保を図ります。

数値目標

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度
1 号認定(3-5 歳)		人	1,748	1,812	1,766	1,753	1,690
実績							見込
区分		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 号認定(3-5 歳)		人	1,677	1,516	1,353	1,335	1,327
目標値							
量の 見込み	1 号認定(3-5 歳)	人	1,677	1,516	1,353	1,335	1,327
確保 方策	1 号認定【子ども・子育て支援法上の特定教育・保育施設】(3-5 歳)	人	1,540	1,567	1,515	1,515	1,515
	1 号認定【私学助成の幼稚園】(3-5 歳)	人	575	815	815	815	815
	計(3-5 歳)	人	2,115	2,382	2,330	2,330	2,330



5 地域子ども・子育て支援事業

法定事業名	本市の事業名
1. 子育て支援の総合的サポート	
地域子育て支援拠点事業	つどいの広場、地域子育て支援センター、子育て支援センター、子育て支援拠点施設
利用者支援事業	利用者支援事業
2. 子どもの居場所づくり	
放課後児童健全育成事業・放課後子ども教室	児童育成クラブ、新・放課後子ども総合プランに基づく放課後子ども教室
時間外保育事業	延長保育事業
一時預かり事業	一時預かり事業
病児保育事業	病児・病後児保育事業
子育て短期支援事業	ショートステイ・トワイライトステイ
3. 地域における子育て支援	
子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業
4. 支援を要する子どもと家庭への支援	
養育支援訪問事業・要保護児童等に対する支援に資する事業	養育支援ヘルパー派遣事業、要保護児童対策地域協議会、養育支援訪問事業※
5. 妊婦・乳児家庭支援	
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健診事業
乳児家庭全戸訪問事業	すこやか訪問事業
6. その他の支援	
多様な主体の参入促進事業	多様な主体の参入促進事業
実費徴収に係る補足給付事業	教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業

※養育支援訪問事業にかかる取組について、本市では、一部すこやか訪問事業を兼ねて行っていることから、同ページに記載しています。

①地域子育て支援拠点事業

◇つどいの広場

子育て親子が気軽に集い、子どもの成長や健康等の育児について語り合い、相談や交流するための場を提供します。(対象年齢：3歳未満)

【現状】市内2箇所《平成31年4月時点》

◇地域子育て支援センター

子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育所(園)を活用し、施設の開放、育児相談、イベントの開催、園児との交流、情報提供を行います。(対象年齢：就学前)

【現状】市内2箇所《平成31年4月時点》

◇子育て支援センター

子育て支援の総合的な拠点として、親子が遊びながら交流できる居場所の提供、子育て相談、子育て支援に関する幅広い情報の一元化と提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、人材育成等を実施します。(対象年齢：就学前)

【現状】市内1箇所《平成31年4月時点》

◇子育て支援拠点施設

子育て支援の総合的な拠点として、子育て相談センターや他の子育て支援施設、地域の子育て資源との連携・支援を行います。また、子どもとその保護者の交流の場の提供や子育ての相談の実施、子育てに関する情報発信等を行い、保護者の子育ての不安解消につなげます。(対象年齢：小学3年生まで)

【現状】市内1箇所《平成31年4月時点》

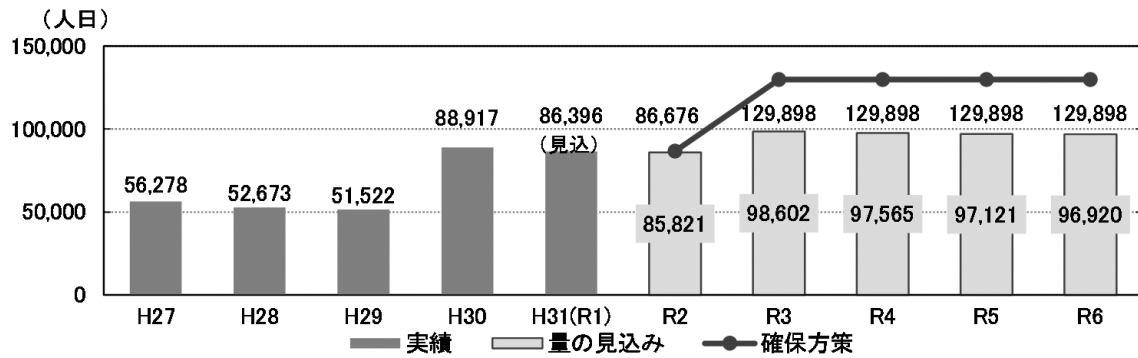
具体的な取組

◇既存施設の活用と新たな子育て支援施設の整備

令和2年以降、新設される(仮称)市民総合交流センターに親子交流や総合相談の場を設けます。

数値目標

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度 見込
			実績				
延べ利 用者数 (年間)	つどいの広場	人日	30,047	28,019	26,825	12,244	12,999
	地域子育て支援センター	人日	8,496	7,554	8,349	7,895	9,375
	子育て支援センター	人日	17,735	17,100	16,348	17,869	16,586
	子育て支援拠点施設 ミナクサ☆ひろば	人日	—	—	—	50,909	47,436
	計	人日	56,278	52,673	51,522	88,917	86,396
区分		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			目標値				
量の 見込み	延べ利用者数(年間)	人日	85,821	98,602	97,565	97,121	96,920
確保 方策	延べ利用者数(年間)	人日	86,676	129,898	129,898	129,898	129,898



②利用者支援事業

子どもおよびその保護者や妊娠している方等が、認定こども園、幼稚園および保育所（園）での教育・保育や、一時預かり、児童育成クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所での情報提供や必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

【現状】利用者支援員 5 人を子育て支援センターに、コンシェルジュ 1 人を幼児課に配置
《平成 31 年 4 月時点》

具体的な取組

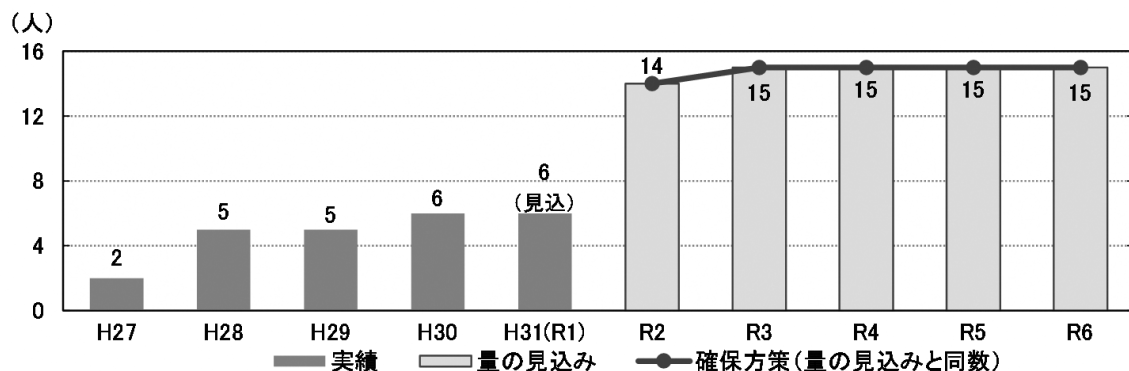
◇利用者支援員の配置

認定こども園、幼稚園および保育所（園）等の担当窓口（幼児課）と子育て支援事業等の担当窓口（子育て相談センター）に情報提供、相談、助言を行う利用者支援員（コンシェルジュ）を配置します。

また、妊娠・出産期から子育て期までの相談支援体制のあり方について、検討します。

数値目標

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度
		実績				
人員配置数	人	2	5	5	6	6
設置数	箇所	1	2	2	2	2
区分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		目標値				
量の 見込み	人員配置数	14	15	15	15	15
	設置数	3	4	4	4	4
確保 方策	人員配置数	14	15	15	15	15
	設置数	3	4	4	4	4



③放課後児童健全育成事業(児童育成クラブ)・放課後子ども教室

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を提供し、児童の健全育成を図るため児童育成クラブを開設します。(対象年齢：小学生)また、新・放課後子ども総合プランにおける一体型の児童育成クラブおよび放課後子ども教室の実施を進めます。

【現状】・公設民営／14 箇所、定員 1,120 人(社会福祉法人等に運営委託)

・民設民営／15 箇所、定員 608 人 計 29 箇所、定員 1,728 人《平成 31 年 4 月時点》

具体的な取組

◇民設児童育成クラブの開設

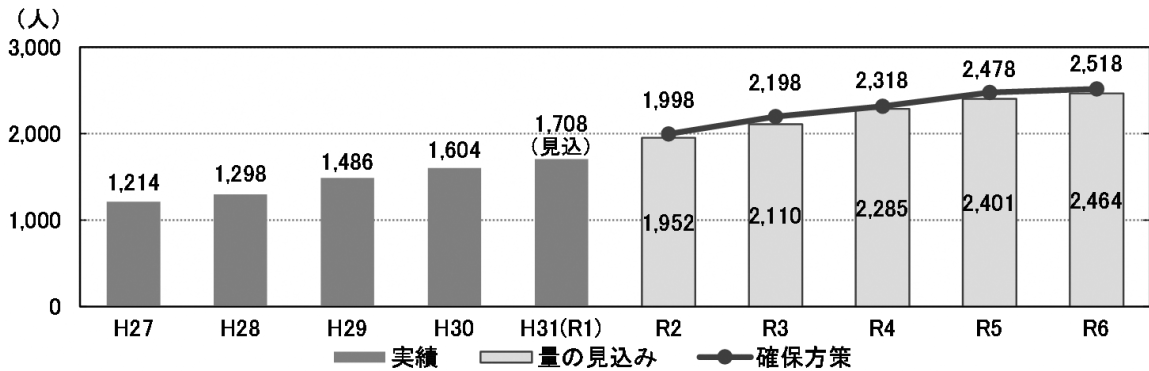
多様なニーズや待機児童への対応として、児童数の増加が著しい地域に必要なに応じて広域での通所を対象とした民設児童育成クラブを設置します。

◇児童育成クラブおよび放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する連携協力体制の整備

児童育成クラブと放課後子ども教室の支援員が参加児童の情報を共有し、協力する体制の整備に努めます。また、一体的な実施に関する検討の場として、運営委員会を設置し、市長部局および教育委員会ならびに各関係者が小学校の余暇教室等の活用等を推進します。また、児童育成クラブは今後も現在の開設時間を維持するとともに、地域の実情に合わせた多様なニーズに対応するため、民設児童育成クラブでの開設時間の拡大についても推進します。

数値目標

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	
			実績					見込
申込数※4/1 現在		人	1,214	1,298	1,486	1,604	1,708	
設置数		箇所	16	20	24	27	29	
区分		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
			目標値					
量の 見込み	申込数	1 年生	人	643	662	724	719	710
		2 年生	人	529	595	612	669	665
		3 年生	人	419	448	504	518	566
		4 年生	人	223	258	276	310	319
		5 年生	人	90	101	117	125	140
		6 年生	人	48	46	52	60	64
		計	人	1,952	2,110	2,285	2,401	2,464
確保 方策	定員	計	人	1,998	2,198	2,318	2,478	2,518
	設置数		箇所	33	38	39	45	46



◇新・放課後子ども総合プランに基づく放課後子ども教室

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度
			実績				
箇所数		箇所	0	0	0	1	1
区分		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			目標値				
確保 方策	箇所数	箇所	1	2	2	3	3

④時間外保育事業(延長保育事業)

勤労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所(園)の開所時間(11時間)を超えて保育を行います。(対象年齢:0~5歳児)

【現状】認定こども園15施設(公立5施設、私立10施設)、認可保育所15施設(公立3施設、私立12施設)、小規模保育施設(14施設)にて実施《平成31年4月時点》

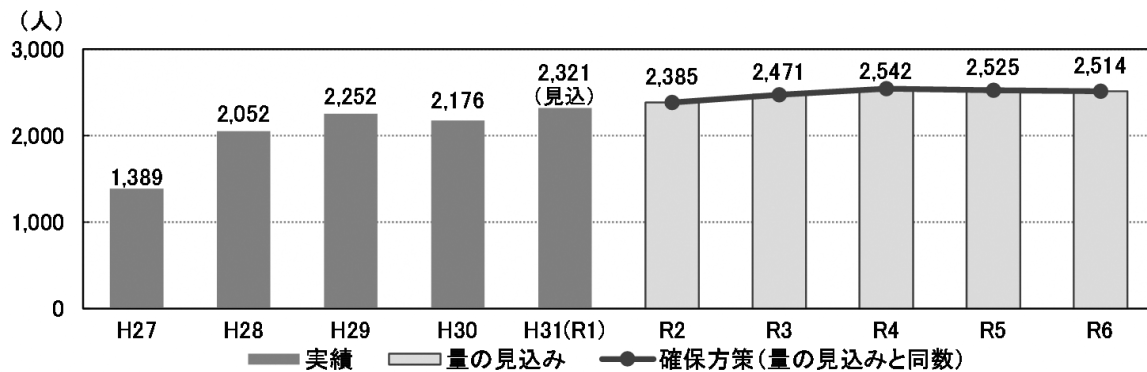
具体的な取組

◇実施率100%の継続

すべての保育所(園)において実施しており、今後新設の施設についても延長保育に対応し、実施率100%の継続を目指します。※参考 全国実施率:約73%(厚生労働省資料より)

数値目標

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度
			実績				
実利用者数(年間)		人	1,389	2,052	2,252	2,176	2,321
区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			目標値				
量の 見込み	実利用者数(年間)	人	2,385	2,471	2,542	2,525	2,514
確保 方策	実利用者数(年間)	人	2,385	2,471	2,542	2,525	2,514



⑤一時預かり事業

保護者の急な用事や短期のパートタイム等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを、認定こども園、幼稚園および保育所（園）、その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行います。（対象年齢：0～5歳児）

【現状】認定こども園 11 施設（公立 5 施設、私立 6 施設）、幼稚園 4 施設（公立 1 施設、私立 3 施設）、私立保育園（3 施設）の他、小規模保育施設（7 施設）、認可外保育施設（5 施設）にて実施《平成 31 年 4 月時点》

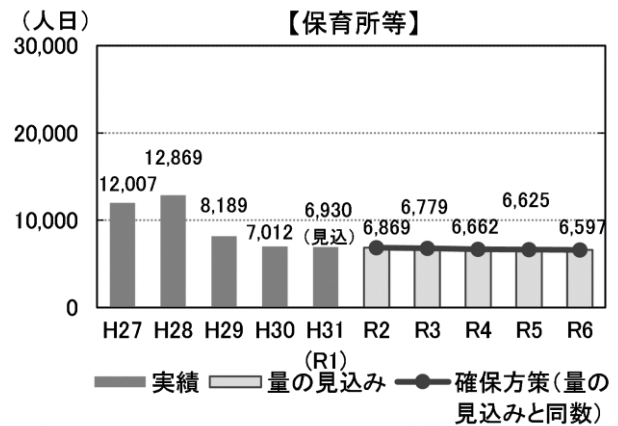
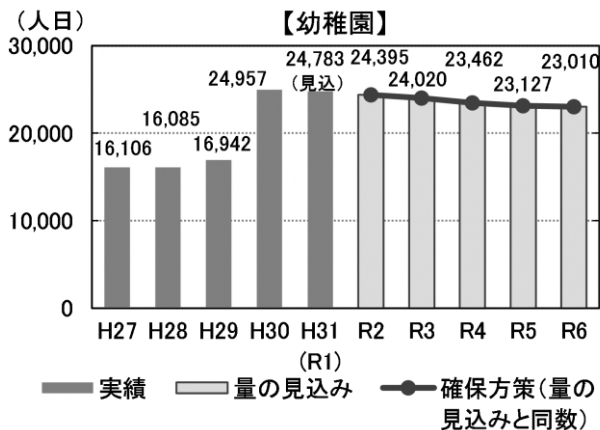
具体的な取組

◇一時預かり事業の拡充

今後の量の見込みと実際の利用状況に基づき、既存・新設施設や幼保一体化等の状況を踏まえ、必要な量の確保に取り組みます。

数値目標

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	
			実績					見込
延べ利用者数 (年間)	幼稚園在園者	人日	16,106	16,085	16,942	24,957	24,783	
	保育所等	人日	12,007	12,869	8,189	7,012	6,930	
区分		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
			目標値					
量の 見込み	延べ利用者数 (年間)	幼稚園在園者	人日	24,395	24,020	23,462	23,127	23,010
		保育所等	人日	6,869	6,779	6,662	6,625	6,597
確保 方策	延べ利用者数 (年間)	幼稚園在園者	人日	24,395	24,020	23,462	23,127	23,010
		保育所等	人日	6,869	6,779	6,662	6,625	6,597



⑥病児保育事業(病児・病後児保育事業)

急な病気で集団保育が難しく保護者の方が仕事で忙しいとき等に、保育士や看護師がいる専用施設で一時的に児童を預かり、保育・看護を行います。(対象年齢：6か月～小学3年生)

【現状】2箇所(病児保育室オルミス：定員4名、陽だまり：定員4名) 《平成31年4月時点》

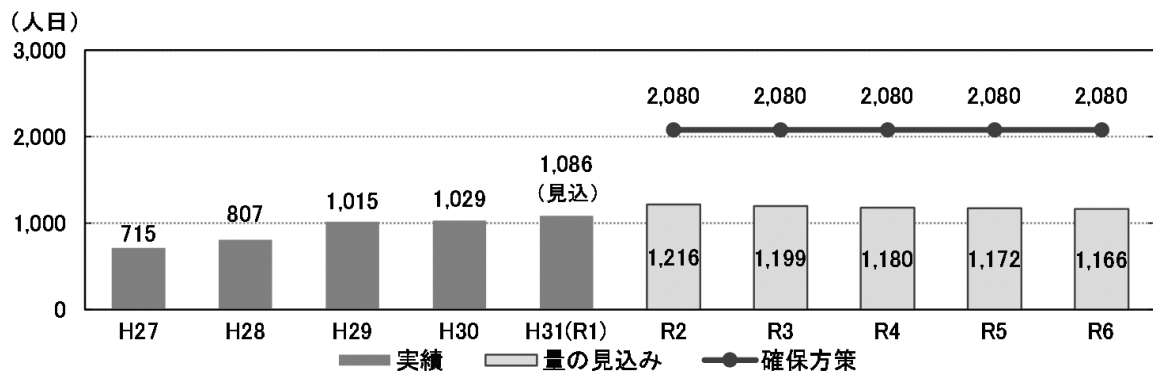
具体的な取組

◇広報周知による施設の利用促進

対象者に広報等で等事業を周知し、施設の利用を促進します。

数値目標

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度 見込
			実績				
延べ利用者数(年間)		人日	715	807	1,015	1,029	1,086
実施箇所数		箇所	1	1	2	2	2
区分		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			目標値				
量の 見込み	延べ利用者数(年間)	人日	1,216	1,199	1,180	1,172	1,166
確保 方策	延べ利用者数(年間)	人日	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080
	実施箇所数	箇所	2	2	2	2	2



⑦子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

◇短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の病気等の理由により、子どもを家庭で養育できないとき、児童養護施設等で7日の範囲内で子どもを預かり養育します。(対象年齢:0歳~18歳未満)

【現状】市内:24時間対応認可外保育施設1箇所、市外:児童養護施設1箇所

《平成31年4月時点》

◇夜間養護(トワイライトステイ)事業

保護者が一時的に養育困難となった場合で市が必要と認めたとき、平日の夜間や休日等に市の指定する施設で一時的に子どもを預かり養育します。

【現状】《平成31年4月時点》市内:24時間対応認可外保育施設2箇所

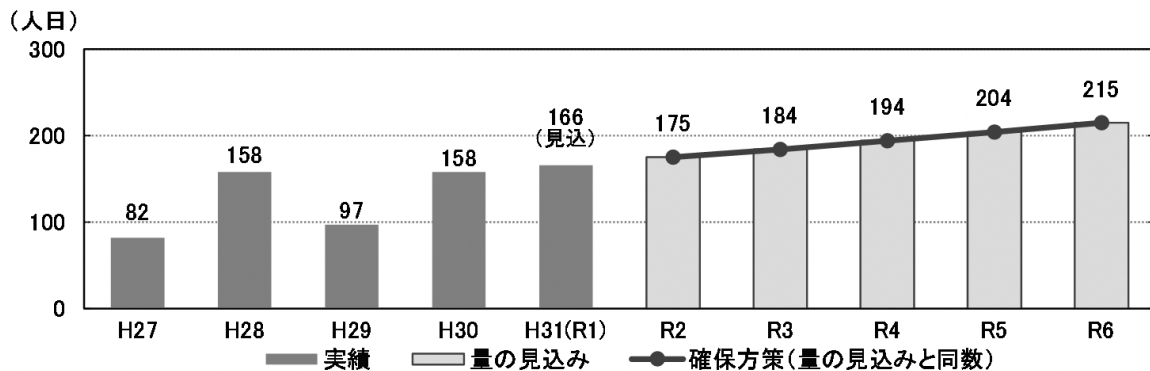
具体的な取組

◇受け入れ施設等の確保

現在の事業規模を維持しながら、今後の量の見込みと実際の利用状況に基づき、必要な施設等の確保を図ります。

数値目標

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度
			実績				
延べ利用日数		人日	82	158	97	158	166
区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			目標値				
量の 見込み	延べ利用日数	人日	175	184	194	204	215
確保 方策	延べ利用日数	人日	175	184	194	204	215



⑧子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

認定こども園、幼稚園および保育所(園)、児童育成クラブ等への送迎サービスを中心とした、子育て援助を行う提供会員とそのサービスを受ける依頼会員のコーディネートを行います。(対象年齢：3カ月～小学6年生)

【現状】登録者数…依頼会員：1,391名、提供会員：236名、両方会員：44名

《平成30年度末時点》

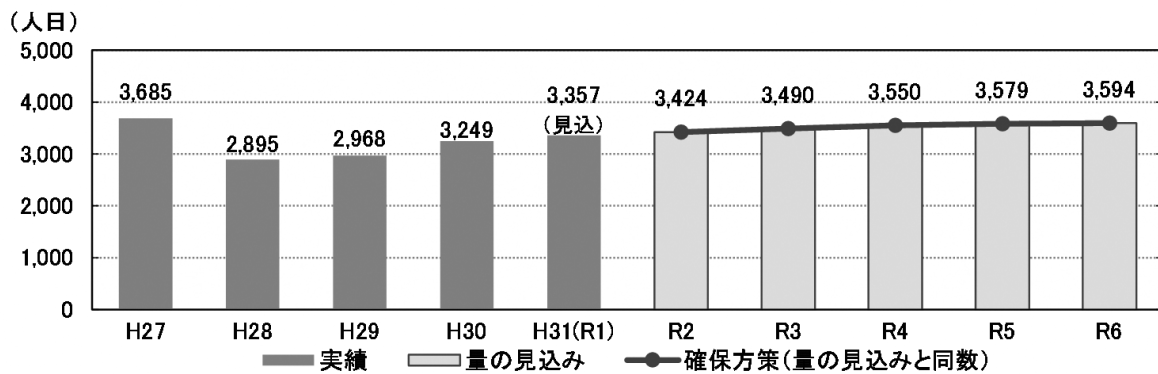
具体的な取組

◇広報周知による提供会員の確保

当事業は、依頼会員と提供会員の相互援助を行っており、広報周知等により提供会員の増員を図ります。

数値目標

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度
			実績				見込
延べ利用者数(年間)		人日	3,685	2,895	2,968	3,249	3,357
区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			目標値				
量の 見込み	延べ利用者数(年間)	人日	3,424	3,490	3,550	3,579	3,594
確保 方策	延べ利用者数(年間)	人日	3,424	3,490	3,550	3,579	3,594



⑨養育支援訪問事業・要保護児童等に対する支援に資する事業 (養育支援ヘルパー派遣事業、要保護児童対策地域協議会)

◇養育支援ヘルパー派遣事業

保護者の養育を支援する必要がある家庭、保護者の監護が不適切な家庭に対し、家事育児のヘルパーを派遣します。(対象年齢：0歳～5歳児)

【現状】民間ヘルパー事業所2箇所に委託《平成31年4月時点》

◇要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置運営します。(対象年齢：0歳～18歳未満)

【現状】代表者会議2回、実務者会議6回、個別ケース検討会議185回 《平成30年度》

具体的な取組

◇派遣事業所の確保

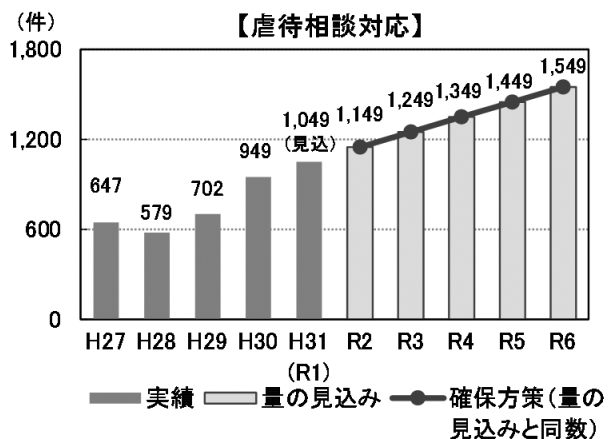
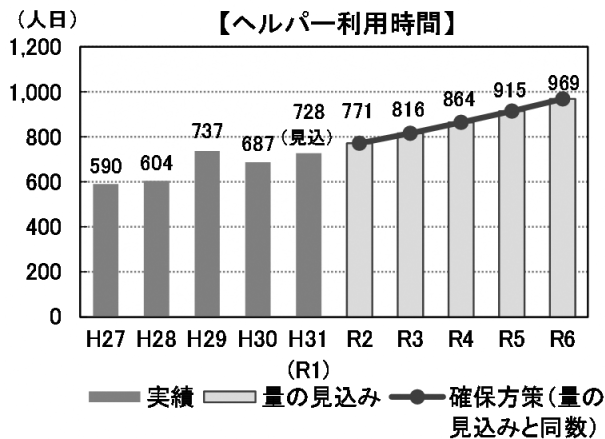
現行事業所において、ヘルパー派遣事業の実施を継続します。現在の事業規模を維持しながら、今後の量の見込みと実際の利用状況に基づき、必要な事業所の確保を図ります。

◇相談体制の強化

相談員の資質向上を図るとともに、相談体制の強化を行います。

数値目標

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31 (令和元)年度
			実績				見込
ヘルパー延べ利用者数		人日	590	604	737	687	728
児童虐待相談対応件数		件	647	579	702	949	1,049
区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			目標値				
量の 見込み	ヘルパー延べ利用者数	人日	771	816	864	915	969
	児童虐待相談対応件数	件	1,149	1,249	1,349	1,449	1,549
確保 方策	ヘルパー延べ利用者数	人日	771	816	864	915	969
	児童虐待相談対応件数	件	1,149	1,249	1,349	1,449	1,549



⑩妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診事業)

安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦健康診査費を公費負担助成し、妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図ります。(対象年齢：すべての妊婦)

※一人当たりの助成上限額…94,560円

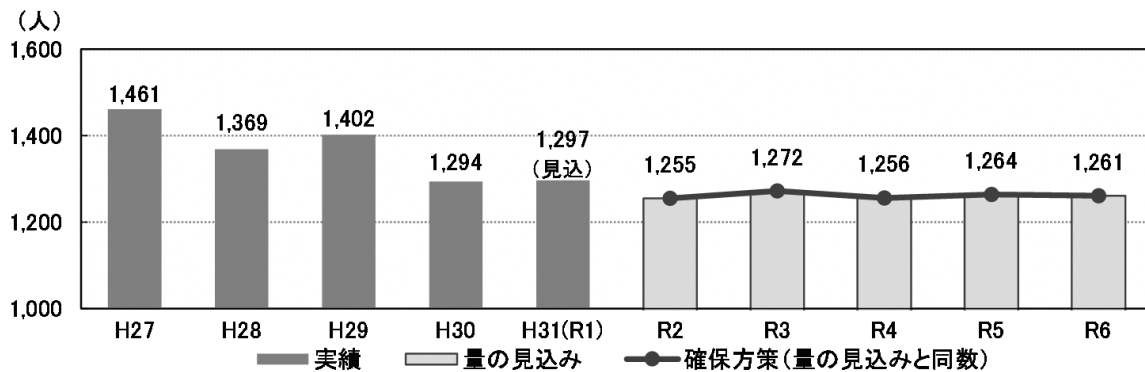
具体的な取組

◇妊婦健診にかかる公費負担の実施（現在 14 回）

妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を確保します。

数値目標

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度
			実績				
妊婦健診受診券発行者数(年間)		人	1,461	1,369	1,402	1,294	1,297
区分		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			目標値				
量の 見込み	妊婦健診受診券 発行者数(年間)	人	1,255	1,272	1,256	1,264	1,261
確保 方策	妊婦健診受診券 発行者数(年間)	人	1,255	1,272	1,256	1,264	1,261



⑪乳児家庭全戸訪問事業(すこやか訪問事業)、養育支援訪問事業

◇すこやか訪問事業

法定事業として生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師または保健師が、市独自事業として生後6か月頃に保育士が訪問し、発育・発達状況の確認や育児相談、子育て支援に関する情報提供を行います。また、全数訪問することで育児支援の必要なケースを早期発見し、適切な子育て支援サービスにつなげます。(対象年齢：出生～生後1歳)

◇養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童もしくは不適切な養育状況にある保護者、または出産後の養育について出生前より支援が必要と認められる妊婦に対し、保健師が訪問し、養育に関する相談、指導、助言を行います。

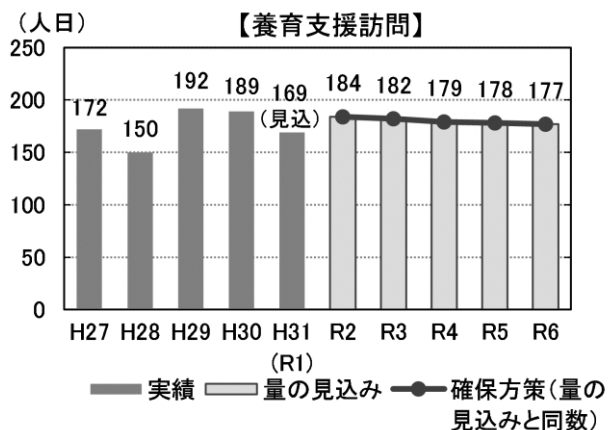
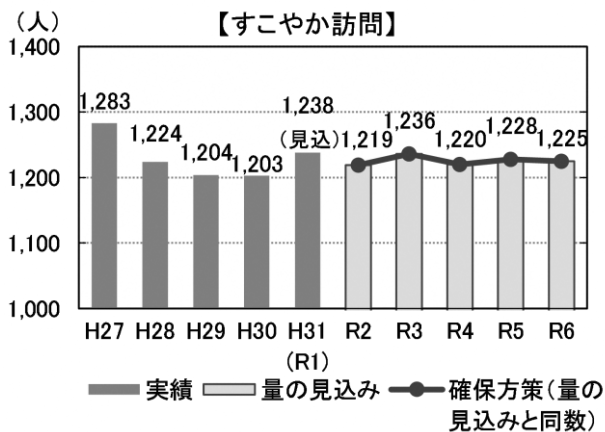
具体的な取組

◇助産師と保健師による全数訪問

対象者への周知を行うとともに、すこやか訪問の市独自事業を継続し、助産師と保健師による全数訪問を実施します。

数値目標

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度
			実績				
すこやか訪問	訪問者数(年間)	人	1,283	1,224	1,204	1,203	1,238
養育支援訪問	延べ訪問人数(年間)	人日	172	150	192	189	169
区分		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			目標値				
量の 見込み	すこやか訪問	訪問者数(年間)	1,219	1,236	1,220	1,228	1,225
	養育支援訪問	延べ訪問人数(年間)	184	182	179	178	177
確保 方策	すこやか訪問	訪問者数(年間)	1,219	1,236	1,220	1,228	1,225
	養育支援訪問	延べ訪問人数(年間)	184	182	179	178	177



⑫多様な主体の参入促進事業

小規模保育事業、特定教育・保育施設への民間事業者の参入促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進します。(巡回指導員の配置)

具体的な取組

◇巡回指導員の配置

小規模保育事業等の新規参入施設においても、保育の質の確保ができるよう巡回指導員を配置します。

数値目標

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度
			実績				
巡回指導員配置数		人	1	1	1	1	1
区分		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			目標値				
量の 見込み	巡回指導員配置数	人	2	2	2	2	2
確保 方策	巡回指導員配置数	人	2	2	2	2	2

⑬実費徴収に係る補足給付事業

特定教育・保育施設等における保育料以外の実費徴収費用(教材費、行事費、給食費等)について、低所得世帯の負担軽減を図るため、国の示す基準に基づき、費用の一部を補助します。

具体的な取組

◇対象者の把握と適正な給付の実施

子どもの貧困対策の視点も踏まえ、対象者の把握に努め低所得世帯の負担軽減を図ります。

数値目標

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度
			実績				
給付件数(年間)		件	16	19	20	23	24
区分		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			目標値				
量の 見込み	給付件数(年間)	件	30	34	35	36	37
確保 方策	給付件数(年間)	件	30	34	35	36	37